

防整施第12714号
令和4年6月30日

大臣官房会計課長
人事教育局厚生課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長 殿
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部総務課長
各地方防衛局総務部長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公 印 省 略)

防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）の解説について（通知）

標記について、防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）について（防整施（事）第93号。令和4年3月30日）別紙「防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）」第9の規定に基づき、別冊のとおり定めたので通知する。

添付書類：別冊

写送付先：施設整備官、施設技術管理官

防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）の解説

令和4年6月

整備計画局施設計画課

目次

第1 防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定経緯.....	1
第2 インフラ長寿命化基本計画の概要.....	1
第3 防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）の概要.....	2
第4 自衛隊施設の現状.....	2
第5 逐条解説.....	3
1 はじめに.....	3
2 用語の定義.....	4
3 対象施設.....	8
4 計画期間.....	9
5 対象施設の現状と課題.....	9
(1) 点検・診断、修繕・更新等	9
(3) 情報基盤の整備と活用	9
(4) 個別施設計画の策定・推進	10
(5) 新技術の導入	10
(6) 予算管理	10
(7) 体制の構築.....	10
6 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し.....	10
7 必要施策に係る取組の方向性.....	10
(1) 対象施設に対する基本的な考え方.....	10
(2) 取組の促進	11
ア 点検・診断、修繕・更新等	11
イ 基準類の整備	12
ウ 情報基盤の整備と活用	13
エ 個別施設計画の策定・推進	14

オ	新技術の導入	14
カ	予算管理	15
キ	体制の構築	15
8	フォローアップ	15
9	その他	15
参考 1	 国家機関の建築物等の点検について	16
1	建築物等の定期的な点検について	16
2	点検一覧	17
参考 2	個別施設計画の策定様式	20
1	保全台帳様式 1（その 1）	20
2	保全台帳様式 1（その 2）	21
3	保全台帳様式 2	22
4	保全台帳様式 3	23
5	保全台帳様式 3 別紙	24
6	保全計画様式 1	25
7	保全計画様式 2	26

防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）の解説

第1 防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定経緯

国内における社会資本整備は、高度成長時代の60年代から80年代にかけてピークを迎え、今後、加速度的に増える老朽化インフラへの対策が課題とされる中、平成24年12月2日に発生した笹子トンネル事故等を踏まえ、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、国としての「インフラ長寿命化基本計画（基本方針）」を取りまとめ、同基本計画に基づき、国、自治体レベルの全分野にわたる「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定することとされた。

閣議決定を受け、インフラの老朽化対策に関し、関係省庁が情報交換及び意見交換を行い、連携を図るとともに必要な施策を検討・推進するため平成25年10月4日に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月29日開催の第2回同連絡会議において、「インフラ長寿命化基本計画（基本方針）」が取りまとめられ、国や自治体等は一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとなった。

この基本計画に基づき、防衛省におけるインフラ長寿命化対策を着実に推進するための方向性を明らかにするため、省内に発足した「インフラ長寿命化計画策定検討チーム」における検討内容を踏まえ、「防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）」が策定されたものである。

第2 インフラ長寿命化基本計画の概要

平成25年11月29日「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられたインフラ長寿命化基本計画の概要は以下のとおり。

インフラ長寿命化基本計画の概要

H25.11.29 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定

○ 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築

○ メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化

○ 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき姿

○安全で強靱なインフラシステムの構築

➢ メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応

【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等

○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

➢ 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現

【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等

○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

➢ 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得

【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

2. 基本的な考え方

○インフラ機能の確実かつ効率的な確保

➢ メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保

➢ 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保

○メンテナンス産業の育成

➢ 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導

○多様な施策・主体との連携

➢ 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化

➢ 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

3. 計画の策定内容

○インフラ長寿命化計画（行動計画）

➢ 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等）

○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

➢ 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等
体制の構築	[国] 技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等] 維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 [民間企業] 入札契約制度の改善 等
法令等の整備	基準類の体系的な整備 等

5. その他

➢ 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示

➢ 計画のフォローアップの実施

（出典）インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議H P

第3 防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）の概要

平成 27 年 10 月 1 日に当省にて策定された令和 2 年度までの第 1 次「行動計画」の取組状況を踏まえ、さらに、今後、推進すべき取組を加えた、令和 4 年 3 月 30 日に当省にて策定された令和 7 年度までの第 2 次「行動計画」の概要は以下のとおり。

防衛省
MINISTRY OF
DEFENSE

防衛省が管理・所管する防衛施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として「防衛省インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定
○行動計画を踏まえ「メンテナンスサイクルの構築」、「維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化」に取組む

1. 計画の範囲 ➢ 対象施設：防衛省が管理するすべての建物及び工作物 ➢ 計画期間：令和4年度～令和7年度(2022年度～2025年度)	2. 中長期的なコストの見通し ➢ 施設の実態を把握して個別施設計画を策定し、中長期的な維持管理・更新等のコストをより正確に見通す。																				
3. 取組の方向性 <table><thead><tr><th></th><th>必要施策に係る取組の方向性</th></tr></thead><tbody><tr><td>基本的な考え方</td><td>○関係法令等で定める点検・診断を確実に実施 ○中長期的な個別施設計画を策定 ○維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を目指す。</td></tr><tr><td>取組の促進</td><td>○必要となる人員、費用の適切な確保に努める。</td></tr><tr><td>点検・診断、修繕・更新等</td><td>○施設の点検・診断の結果等を踏まえ、情報システム(DFIS)によりメンテナンスサイクルを構築 ○建物の建替えに当たっては、時期を考慮した整理・統合を追求</td></tr><tr><td>基準類の整備</td><td>○メンテナンスサイクルの取組を通じて得られた知見やノウハウを蓄積し、基準類の策定等を行う。</td></tr><tr><td>情報基盤の整備と活用</td><td>○維持管理・更新等に必要データベースを充実させるための構築</td></tr><tr><td>個別施設計画の策定・推進</td><td>○個別施設計画の策定・更新に努める。</td></tr><tr><td>新技術の導入</td><td>○維持管理・更新等、長寿命化に資する材料・工法について経済性等を考慮し導入に努める。</td></tr><tr><td>予算管理</td><td>○省全体で個別施設計画等を取りまとめ予算管理に反映</td></tr><tr><td>体制の構築</td><td>○取組を実施する上で必要な人員の配置に努める。</td></tr></tbody></table>			必要施策に係る取組の方向性	基本的な考え方	○関係法令等で定める点検・診断を確実に実施 ○中長期的な個別施設計画を策定 ○維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を目指す。	取組の促進	○必要となる人員、費用の適切な確保に努める。	点検・診断、修繕・更新等	○施設の点検・診断の結果等を踏まえ、 情報システム(DFIS) によりメンテナンスサイクルを構築 ○建物の建替えに当たっては、時期を考慮した整理・統合を追求	基準類の整備	○メンテナンスサイクルの取組を通じて得られた知見やノウハウを蓄積し、基準類の策定等を行う。	情報基盤の整備と活用	○ 維持管理・更新等に必要データベースを充実させるための構築	個別施設計画の策定・推進	○ 個別施設計画の策定・更新に努める。	新技術の導入	○維持管理・更新等、長寿命化に資する材料・工法について経済性等を考慮し導入に努める。	予算管理	○省全体で個別施設計画等を取りまとめ予算管理に反映	体制の構築	○取組を実施する上で必要な人員の配置に努める。
	必要施策に係る取組の方向性																				
基本的な考え方	○関係法令等で定める点検・診断を確実に実施 ○中長期的な個別施設計画を策定 ○維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を目指す。																				
取組の促進	○必要となる人員、費用の適切な確保に努める。																				
点検・診断、修繕・更新等	○施設の点検・診断の結果等を踏まえ、 情報システム(DFIS) によりメンテナンスサイクルを構築 ○建物の建替えに当たっては、時期を考慮した整理・統合を追求																				
基準類の整備	○メンテナンスサイクルの取組を通じて得られた知見やノウハウを蓄積し、基準類の策定等を行う。																				
情報基盤の整備と活用	○ 維持管理・更新等に必要データベースを充実させるための構築																				
個別施設計画の策定・推進	○ 個別施設計画の策定・更新に努める。																				
新技術の導入	○維持管理・更新等、長寿命化に資する材料・工法について経済性等を考慮し導入に努める。																				
予算管理	○省全体で個別施設計画等を取りまとめ予算管理に反映																				
体制の構築	○取組を実施する上で必要な人員の配置に努める。																				
4. その他 ➢ フォローアップの実施により取組を着実に進捗させ、インフラメンテナンスの取組を更に充実・深化させ、持続可能なインフラメンテナンスの実現に取組む。																					

第4 自衛隊施設の現状

自衛隊施設は、戦後、短期間で相当数の建物が建設（第一次建設期）され、その後、バブル期に集中的に建設（第二次建設期）されており、現在、第一次建設期の施設の老朽化が著しく、近い将来、第二次建設期の施設も老朽化を迎えるものである。

自衛隊の活動において、部隊等が迅速に展開し各種事態に十分に対応するためには、その運用基盤である駐屯地・基地等の各種支援機能が維持されていることが前提であり、厳しい財政状況を踏まえると、今後、加速度的に増える老朽化施設の長寿命化（延命化）を図り、効率的な施設整備を着実に進めることが必要である。



第5 逐条解説

1 はじめに

政府全体の取組として、平成25年10月4日、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月29日には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）がとりまとめられた。

この基本計画に基づき、防衛省が管理・所管する施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成27年10月1日、「防衛省インフラ長寿命化計画」（以下「行動計画」という。）を令和2年度までを計画期間として策定した。

今後は、これまでの施設の維持管理・更新等に係る取組により蓄積された知見及びDFISに登録された情報を活用し、個別施設計画の内容を充実させるとともに、構築したメンテナンスサイクルを着実に実施することにより、事後保全から予防保全への転換を一層推進し、もって中長期的な維持管理・更新等のコストの縮減及び予算の平準化に取り組むものとする。

（解説）

1 行動計画策定の経緯

行動計画は、基本計画に基づき各省庁ごとに策定することになっており、その経緯は以下のとおり。

- ✓ 平成25年6月 「日本再興戦略」閣議決定
- ✓ 平成25年6月 社会資本の老朽化対策に関する関係府省庁副大臣級会議の設置
(構成員：復興庁、内閣府、総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、警察庁、環境省)
- ✓ 平成25年10月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議の設置
(構成員：全省庁官房長、局長クラス)
- ✓ 平成25年11月 「インフラ長寿命化基本計画」策定
- ✓ 平成26年6月 「国土強靱化基本計画」閣議決定
- ✓ 平成27年10月 「防衛省インフラ長寿命化計画」策定（第1次）
- ✓ 令和4年3月 「防衛省インフラ長寿命化計画」策定（第2次）

2 防衛省の取り組み

防衛省においては、将来にわたる必要なインフラ機能の発揮に向けた取り組みで「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させ、維持管理・更新等のトータルコストを縮減・予算の平準化を目指すこととする。

そのための具体的な取り組みとして、各駐屯地等における個別施設ごとの現状を十分把握し、定期的な点検・診断を法令等に基づき確実にを行い施設の状態を正確に把握するとともに、統一的に情報を情報システム（DFIS）に記録し次期点検・診断に活用する体制を構築する。

3 「行動計画」について

行動計画は、防衛省における施設の維持管理・更新等に係る中期的な取組の方向性を明ら

かにする計画として策定されたものである。行動計画は、その取組を推進することで維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図るものであり、そのためには個別施設ごとの現状を十分に把握し、従来から保全業務の一環として実施している定期的な点検・診断を確実に行うとともに、その結果を踏まえ修繕・更新等に係る中長期的（５～１０年程度）な全体像を把握し、将来必要となる費用を見通しながら計画的な対策を行うことが重要となる。

4 「個別施設計画」について

個別施設計画は、行動計画において施設保全責任者（供用事務担当官）が策定することとされている。

個別施設計画は、中長期的な全体像を把握するために必要となるものであり、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図る上で重要な役割を担うものとなるものであり、具体的な策定内容は後述する「保全台帳」と「中長期保全計画」による構成を基本に策定する。

5 「維持管理・修繕・更新」について

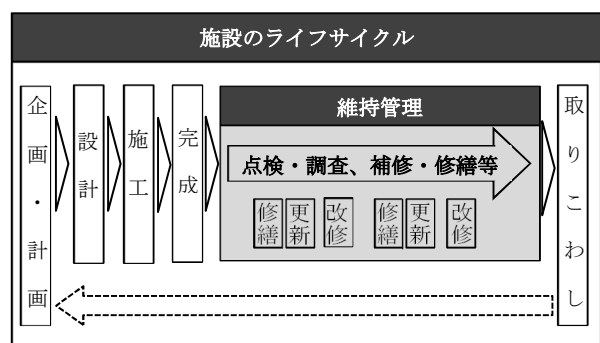
施設には、建設から取りこわしまでの間において、一般的に右図のようなライフサイクルが成り立つ。

「維持管理」とは、施設、設備、構造物等（以下「施設等」という。）の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修・修繕等である。

「修繕」とは、施設等の減耗を回復して、その原型に近づけることである。

「更新」とは老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の必要とされる機能に再整備することである。

施設を使用し続けるためには、適切な維持管理を行い、劣化や損傷等が発見された場合には、修繕・更新等が必要となるものである。



2 用語の定義

この行動計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 各自衛隊等 防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関、情報本部、地方防衛局並びに防衛装備庁をいう。
- (2) 駐屯地等 防衛省市ヶ谷庁舎、駐屯地及び基地並びに各自衛隊等が管理する施設及び区域をいう。

(解説)

1 駐屯地等について

行動計画という駐屯地等とは、後述する施設保全責任者が管理する範囲としている。

(3) 施設保全責任者 駐屯地等における施設の維持管理・更新等に関する業務の責任者をいう。

(解説)

1 施設保全責任者の配置

施設保全責任者は、防衛省所管国有財産（施設）の取扱に関する訓令（昭和 38 年防衛庁訓令第 30 号）（以下「財産訓令」という。）の規定とは別として位置付けるものであるが、施設の維持管理・更新等に関する責任者としての立場は、財産訓令に規定する部局長または供用事務担当官と同様なものとなる。

このため、原則として部局長または供用事務担当官を施設保全責任者として配置する。

2 施設保全責任者の責務

施設保全責任者の責務は、駐屯地等における施設の維持管理・更新等に関し、行動計画に示す施策や取組を推進することである。

財産訓令第 3 条において、国有財産は、大臣官房会計課、地方防衛局及び地方防衛支局が管理することとされており、また、同第 9 条において、供用事務担当官等は供用財産の維持及び保存を行うと規定されているが、施設保全責任者は、財産訓令第 3 条及び第 9 条の規定とは別に、個別施設計画を踏まえた計画的な点検・診断、修繕・更新等の実施や施設保全担当者の施設の維持管理・更新等の業務に対する意識向上に努めるなど、行動計画に示す施策や取組を推進する役割を担うものである。

(4) 施設保全担当者 施設保全責任者の下で、施設の維持管理・更新等に関する業務を行う者をいう。

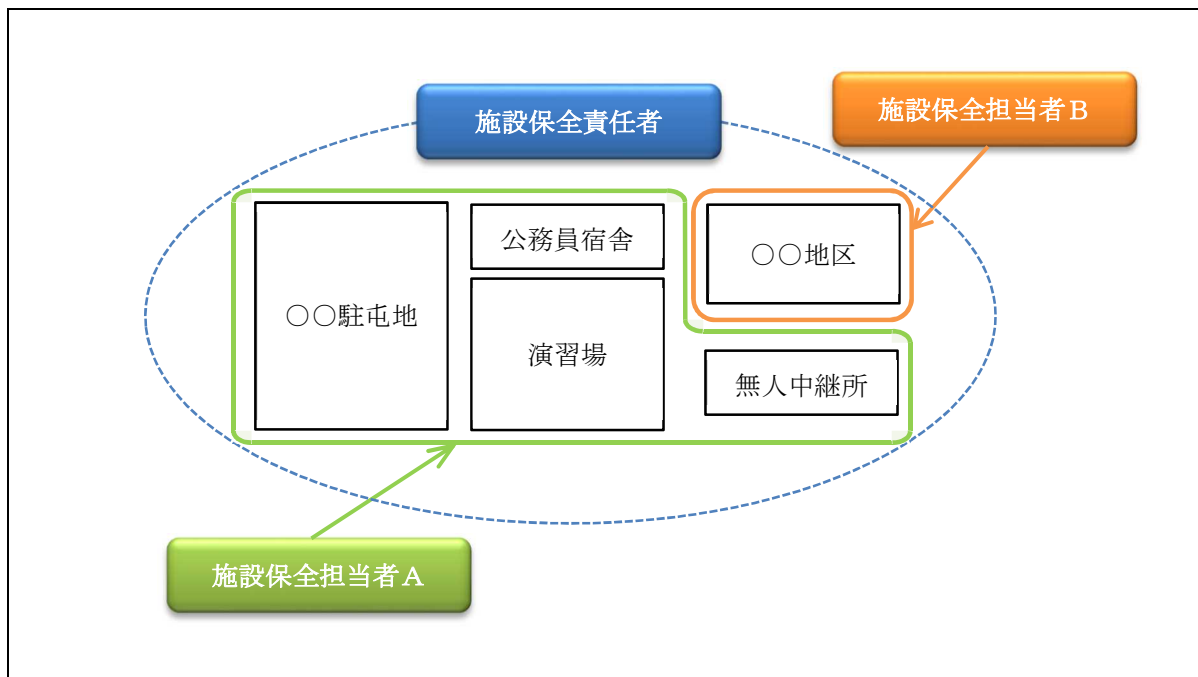
(解説)

施設保全担当者は、施設保全責任者の補助者的な役割を担うものであり、現に施設の維持管理・更新等に関する業務を行っている者を想定している。

このため、施設保全責任者の下に一人とは限らず、飛び地等において、実態として施設の維持管理・更新等に関する業務を行っている者が配置されている場合は、その者を指定できる。

なお、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関のうち、幕僚長等の監督を異にするものが二以上同一又は近隣の施設等に所在する場合にあっては、供用事務担当官が施設保全責任者となり、施設の利用者たる各自衛隊及び機関（それらを支援する部隊を含む）が施設保全担当者となる。施設保全責任者（供用事務担当官）は、予算措置を伴う点検及び修繕を実施し、その内容について、施設保全担当者に通知する。

また、施設保全担当者は、予算措置を伴わない点検・診断、保全台帳の整備を実施し、その内容を施設保全責任者（供用事務担当官）に通知する。



- (5) メンテナンスサイクル 施設の点検・診断及び修繕の情報を記録することにより、これらの情報を次期の点検・診断及び修繕に活用するための業務サイクルをいう。
- (6) 関係法令等 建築基準法（昭和25年法律第201号）、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年国土交通省告示第551号）その他の施設の点検及び維持管理・更新等に必要な法律並びに基準類をいう。

（解説）

1 点検に関する法令等

国家機関の建築物は、建築基準法第12条や官庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」という。）第12条により、建築物の敷地・構造、昇降機、建築設備について、定期に損傷・腐食その他の劣化状況を点検することが定められている。

また、建築基準法や官公法以外にも、消防法、電気事業法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律などの様々な法律で定期点検の実施が定められおり、概ね次のようなものが考えられる。

(1) 建築基準法12条関連

ア 法律・政令・省令

- 建築基準法
- 建築基準法施行令
- 建築基準法施行規則

イ 法令に基づく告示

- 国土交通大臣の定める資格を有する者を定める件

ウ 通達

- 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

○昇降機の定期検査報告における検査及び定期検査における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

○建築設備等（昇降機及び遊技施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

(2) 官公法 12 条関連

ア 法律・政令・省令

○官公庁施設の建設等に関する法律

○官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条第 1 項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令

○官公庁施設の建設等に関する法律施行規則

イ 法令に基づく告示

○国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件

○国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件

ウ 通達

○国家機関の建築物の定期の点検の実施について

(3) その他の法令等

○消防法

○電気事業法

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律

○高圧ガス保安法

○ガス事業法

○大気汚染防止法

○水質汚濁防止法

○ダイオキシン類対策特別措置法

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

○浄化槽法

○水道法

○人事院規則

2 維持管理・更新等に関する法令等

国家機関の建築物は、官公法第 11 条により、適正に保全（維持管理）することが定められており、国交省においては、国家機関の建築物が適正に保全（維持管理）されるよう、官公法第 13 条に基づき、保全（維持管理）に関する基準（告示）を定めるとともに、その告示に係る要領や運用等を定めている

(1) 法律・政令・省令

○官公庁施設の建設等に関する法律

(2) 法令に基づく告示

- 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準
- 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準

(3) 通達

- 国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領について
- 国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領の運用について
- 国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き
- 保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて

- (7) 保全台帳 施設に関して、関係法令等に基づき実施した点検の結果等を記録するものをいう。
- (8) 供用事務担当官等 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号）第2条第5号に規定する供用事務担当官及び防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）第2条に規定する部局長をいう。
- (9) DFIS 行動計画において策定された、防衛施設の現状と維持、管理・更新等に関する情報を省全体で共有できる情報基盤として、施設のメンテナンスサイクルや維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を実現するために整備した防衛施設建設情報管理システムをいう。

3 対象施設

防衛省が管理するすべての施設（防衛省が所管する国有財産（防衛省所管国有財産の管理に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第43号）第7条及び第8条に規定するものを除く。）であって、国有財産法施行細則（昭和23年大蔵省令第92号）別表第1の区分欄に定める建物及び工作物をいう。以下単に「施設」という。）を対象とする。ただし、借受施設を除く。

（解説）

1 施設となる国有財産について

行動計画の対象となる施設は、行政財産である建物及び工作物である。

防衛省所管国有財産の管理に関する訓令（以下「財産管理訓令」という。）第7条は、地方協力局施設管理課の所掌事務として、飛行場周辺国有財産及び駐留軍提供財産等を、また、同8条は地方協力局労務管理課の所掌事務として、独立行政法人所掌の不要財産の国庫納付に係る国有財産が規定されている。

これは、財産訓令第1条において、財産管理訓令第7条各号及び第8条に規定されるものは、財産訓令の規定から除くとされていることから、財産訓令と整合を図るため、財産管理訓令第7条及び第8条は除くとしている。

対象施設は、実質的に防衛省が所有している施設となることから、財産訓令の適用外となる次の施設については対象外となる。

- ・ 当省所管として駐留米軍の用に供するために取得した国有財産
- ・ 管理官署として入居しているものの他省庁所管の国有財産となっている合同庁舎等
- ・ 物品として整備（購入）した発電機や空調機など
- ・ その他財産訓令の適用外となるもの

2 工作物の取扱いについて

国有財産法施行細則別表第1に定める工作物の区分において、照明装置、冷暖房装置、通風装置、消火装置、通信装置などは工作物となるが、保全台帳の作成に当たっては、建物に付属して設けられたこれらの工作物については、建物ごとに記載する。

4 計画期間

令和4年度から令和7年度までを計画期間とする。

(解説)

計画期間は、後述する「6 中長期的な維持管理・更新等のコスト見直し」を踏まえつつ、「7 必要施策に係る取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する期間の目標として令和7年度までを計画期間としているが、令和7年度で完結するものではない。

今後、取組を進めていく中で状況の変化等に応じて行動計画の内容を見直しつつ、将来に向けて継続されるものである。

(参考) 基本計画に示されたロードマップ



5 対象施設の現状と課題

(1) 点検・診断、修繕・更新等

施設の維持管理・更新等に当たっては、駐屯地等ごとに日々の状態確認や定期的な点検・診断を実施しているが、現状、維持管理する施設の数が膨大であり、現在の体制では、その業務を実施することが困難となってきた。そのため、駐屯地等において施設の維持管理・更新等を的確に行うための人員の確保や外部委託により維持・管理することも必要であるところ、厳しい財政状況からその費用の確保に苦慮している。

また、短期的な計画により施設の修繕・更新等に努めているものの、厳しい財政状況から、不具合が発生してから修繕するという事後保全となっている場合も散見されることから、点検・診断の結果を踏まえ、修繕・更新等に係る中長期的な全体像を把握する必要がある。

(2) 基準類の整備

施設の維持管理・更新等については、関係法令等に基づく必要がある。

今後、施設の維持管理・更新等に係る取組を通じて得られた知見やノウハウを蓄積し、これらを現在保有する基準類や新たな基準類の策定に反映するなど、維持管理・更新等の効率化に努める必要がある。

(3) 情報基盤の整備と活用

施設の財産上の管理は、電子化された国有財産台帳により行っている。また、維持管理・

更新等に関する情報はDFISに登録している。

今後、メンテナンスサイクル、トータルコストの精度の向上及び維持管理・更新等に関する情報を定期的な点検・診断の結果を踏まえて適切に更新することが必要である。

(4) 個別施設計画の策定・推進

個別施設計画の策定に当たっては、個別施設ごとの現状を十分に把握する必要がある、定期的な点検・診断の結果を踏まえた計画とする必要がある。

また、個別施設計画に基づき修繕・更新等の実施に努める必要がある。

(5) 新技術の導入

施設の建設における新技術の導入は、これまでもその有用性を検討した上で採用してきているところである。

今後は、維持管理・更新等に関する新技術や長寿命化に資する材料・工法の導入においても、安全に対する信頼性や作業の効率性、性能に見合った経済性を確保することを考慮し、業界の動向を注視しつつ採用の可否について検討していく必要がある。

(6) 予算管理

防衛省としては自衛隊の適切な運用を維持する観点から施設を整備し維持管理・更新等を行っていくことが重要であるものの、厳しい財政状況下において必要な予算の確保に苦慮しているところである。

施設の維持管理・更新等を的確に実施するには、定期的な点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、駐屯地等ごとに修繕・更新等に係る対策費用や対応の緊急性を検討の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討し、必要な対策を計画的に実施していく必要がある。

(7) 体制の構築

施設の維持管理・更新等の体制は、駐屯地等ごとに構築されているが、行動計画で示す防衛省の取組を着実に実施するため駐屯地等ごとに施設保全責任者を置き、駐屯地等における施設の維持管理・更新等に関する責任の明確化を図る必要がある。

また、取組を実施するために施設の維持管理・更新等に必要な人員を適切に配置することも必要である。

6 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

厳しい財政状況下において施設の機能を維持していくためには、的確な維持管理・更新等を行うことでトータルコストの縮減・予算の平準化を図ることが必要であり、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握する必要がある。

今後、DFISを活用し、駐屯地等ごとに定期的な点検・診断を反映させた個別施設計画を策定又は更新し、省全体として中長期的な維持管理・更新等のコストをより正確に見通すよう努める。

7 必要施策に係る取組の方向性

(1) 対象施設に対する基本的な考え方

ア 施設について、関係法令等で定める点検・診断を確実に実施する。

イ 駐屯地等において、供用事務担当官等は施設保全責任者を設置する。

ウ 定期的な点検・診断の結果を踏まえ中長期的な個別施設計画を策定する。

エ メンテナンスサイクルを踏まえ維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を目指す。

(解説)

基本計画では、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を実施するとともに、それらを次の点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクルの構築」を基本的な考え方として位置づけており、個別施設計画はその核となるものとされている。

行動計画を促進していくための基本的な考え方としては、個別施設計画を核として、メンテナンスサイクルを構築し、将来的にはメンテナンスサイクルに基づく修繕・更新等を行い、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を目指すものである。

(2) 取組の促進

対象施設に対する基本的な考え方を踏まえつつ、次に掲げる取組を促進していく。また、取組を促進する上で必要となる人員及び費用の適切な確保に努める。

(解説)

行動計画の施策を促進するためには、適切な人員の確保・配置及び費用の確保は重要である。

このため、施設管理を担当する職域の人員不足については、人員の要求やあるいは点検・診断についてアウトソーシングを活用するなど、適切な人員、費用の確保に努める必要がある。

なお、省として実施する中長期的なコストの見直しに資する効率化業務において、点検・診断に必要なマニュアルの整備や手引き等の作成などを行うとともに、適切な人員、費用の確保は検討業務結果を反映させ確保するよう努める。

ア 点検・診断、修繕・更新等

(7) 施設保全責任者は、保全台帳を整備・更新する。

(解説)

保全台帳の書式は、国土交通省官庁営繕部作成の「保全台帳及び保全計画の様式の手引きについて（20. 11. 17 国営保第 26 号）」別添 1 の保全台帳の様式とする。

また、保全台帳に記載する内容は情報量も多く、点検・診断の実行も伴うことから、平成 27 年度中に台帳簿冊（ファイル本体）を備える。その後保全台帳の様式 1（その 1）及び（その 2）の備え付けを優先し、平成 29 年度までに内容の充実を図るよう段階的に行ってきたところ、今後は保全台帳に記録している点検の結果等について、DFIS に登録する。

(イ) 施設保全責任者は、施設に関して、関係法令等で定められた点検・診断を実施し、その結果に基づき、必要な修繕・更新等を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた情報を踏まえメンテナンスサイクルを構築する。

(解説)

1 点検・診断の実施について

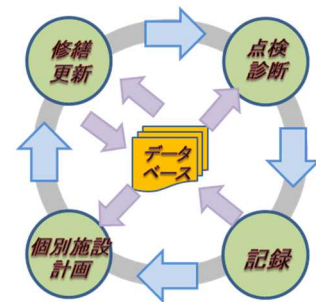
点検・診断の実施は、関係法令等などに定められ、最低限実施する必要がある内容等を引き続き確実に実施されなければならないが、運用上重要な施設等で法令や内部規定などに定められていないものについて、点検・診断が必要であることも考えられることから、積極的に点検・診断を行う。

2 メンテナンスサイクルの構築について

施設は、用途、使用形態、立地条件等（自然環境等）により、劣化や損傷の進行は施設ごとに異なることから、各施設の特性を考慮した上で、点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要である。

このため、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの情報をDFISで記録し、次期点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」を構築する。

メンテナンスサイクルのイメージ



- (ウ) 施設保全責任者は、保全台帳に記録している点検の結果等について、DFISに登録する。

(解説)

点検及び確認記録や修繕履歴に関する情報については、保全台帳の様式2及び様式3により、DFISを活用することでメンテナンスサイクルを着実に実施することにより、事後保全から予防保全への転換を一層促進し、もって中長期的な維持管理・更新等のコストの縮減及び予算の平準化に取り組む

- (エ) 施設保全責任者は、建物の建替えにあたっては時期を考慮した整理・統合を追求する。

(解説)

厳しい予算状況下において、着実に施設整備を進めるためには、施設の必要性を再検討し、廃止や撤去及び更新の機会を捉えた整理・統合を追求していくことも必要である。

イ 基準類の整備

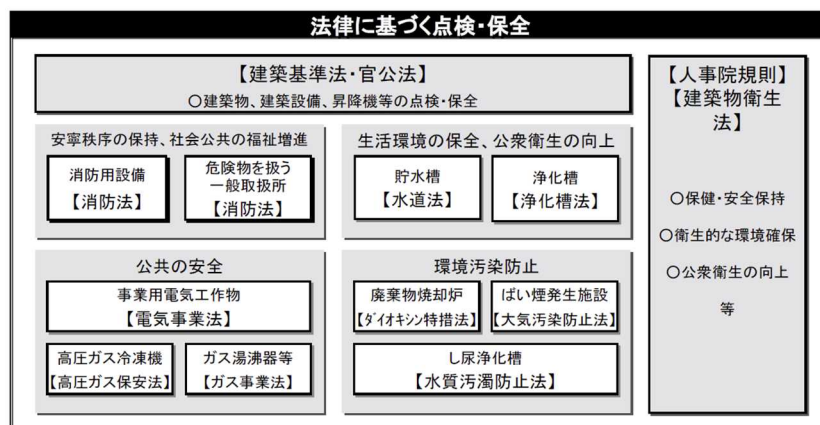
- (ア) 定期的な点検・診断、維持管理・更新等については、関係法令等に基づき実施する。
(イ) メンテナンスサイクルの取組を通じて得られた知見やノウハウを蓄積し、適時・適切に

基準類の改定や策定を行う。

(解説)

1 関係法令等の概要

施設保全責任者が行う法律に基づく定期点検には、建築基準法や官公法のように建築物の部位や建築設備、昇降機等に対して一定規模以上の施設の点検を規定するもの、水道法や浄化槽法、ダイオキシン特措法のように施設に設置している設備等により点検が必要となるもの、人事院規則のように職員の健康・安全維持、衛生の確保の観点からすべての施設を対象とするものがある。



2 基準類の策定等

防衛本省の内部部局は、メンテナンスサイクルの取組を通じて得られた知見やノウハウを蓄積（防衛本省の内部部局、各自衛隊等が保全台帳の情報及び個別施設計画の内容等で得られた情報を収集）し、防衛本省の内部部局及び各自衛隊等が現在保有する維持管理・更新等に係る基準類の改定や新たな基準類の策定などを行い、効率的・効果的な維持管理・更新等に努める必要がある。

ウ 情報基盤の整備と活用

- (ア) 整備計画局長は、施設の維持管理・更新等に必要なデータベースを充実させるための必要な施策を講じる。
- (イ) 整備計画局施設計画課長は、国土交通省が運用する「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」に駐屯地等の基本情報を登録する。基本情報の更新に当たっては、施設保全責任者が支援を実施する。

(解説)

国土交通省が運用する「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」とは、官庁施設の保全状況等の一元的管理を目的にしているものであり、当省においては、保全実態調査に協力している施設（駐屯地等）が対象として登録されている。

今後、官庁施設のインフラ長寿命化を進めるに当たり、官庁施設を所管する国土交通省の行動計画において、全ての官庁施設の情報を BIMMS-N に登録することとされたことから、当

省の施設についても登録されることとされ、保全実態調査協力対象外の施設について基本情報の登録が必要となった。

なお、基本情報とは、駐屯地等の名称、所在地、敷地内の建物延べ面積等であるが、安全保障の観点から保全が必要な情報については登録しないこととする。

エ 個別施設計画の策定・推進

施設保全責任者は、個別施設計画を策定又は更新する。

(解説)

1 個別施設計画の策定範囲について

個別施設計画の策定範囲は、原則として施設保全責任者が管理する範囲ごとに策定する。

ただし、自衛隊等において、近接する駐屯地等をまとめて策定することで、より効果的・効率的に管理できる場合も考えられることから、駐屯地等の規模、管理する施設の数などを考慮し、実状を踏まえ策定することもできるものとする。

2 個別施設計画の策定等について

個別施設計画は、「保全台帳」と「保全計画」による構成を基本として策定し、様式は、国土交通省官庁営繕部作成の「保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて(20.11.17 国営保第26号)」別添1の保全台帳の様式及び別添2の保全計画の様式とする。

なお、従前から中長期保全計画を策定している駐屯地等においては、別添2の保全計画様式1及び様式2を頭紙として従前の様式を活用できる。

オ 新技術の導入

施設の維持管理・更新等に関する新技術や長寿命化に資する材料・工法については、安全に対する信頼性や従来手法と比した効率性、性能に見合った経済性を考慮した上で導入に努める。

(解説)

日本再興戦略や基本計画において、産学官の連携により、新技術の開発促進やメンテナンス産業の育成等が謳われており、インフラの点検・診断は、ドローン、非破壊検査、ロボット等の新技術の開発が進むとともに、これらを活用した効率的・高度化された点検手法等が広まり始めている。

内部部局及び各機関等は新技術等の情報収集を行い、安全に対する信頼性や作業の効率性等を検討し導入に努めるものとするが、導入に当たっては、費用効果を考慮し必要に応じて基準類に適切に反映させる必要がある。また、インフラメンテナンス国民会議を活用した管理者ニーズと技術シーズのマッチングの支援、インフラメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰する「インフラメンテナンス大賞」によるベストプラクティスの幅広い横展開などを図っている。

カ 予算管理

防衛省本省の内部部局、各自衛隊等は、必要な予算の安定的な確保に努め、施設保全責任者は個別施設計画を踏まえ計画的な点検・診断、修繕・更新等を実施する。

また、整備計画局長は、個別施設計画の情報を集約し、省全体における修繕・更新等の計画の現状を把握し問題点を抽出することにより、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を目指す。

(解説)

行動計画の取組を着実に推進するためには、必要な予算の安定的な確保が必要となることから、防衛本省の内部部局及び各自衛隊等は個別施設計画を踏まえ、中長期的な必要経費の把握に努めトータルコストの縮減や予算の平準化を目指して行く必要がある。

キ 体制の構築

(ア) 各自衛隊等は、行動計画における取組を実施する上で必要となる施設の維持管理・更新等に必要な人員の適切な配置に努める。

(イ) 施設保全責任者は、施設の適切な保全が維持されるよう施設保全担当者の施設の維持管理・更新等の業務に対する意識向上に努める。

8 フォローアップ

整備計画局施設計画課長は、必要施策に係る取組に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策については、課題の整理と解決方法等の検討を行う。

9 その他

この行動計画の実施に関し必要な細部の事項は、整備計画局施設計画課長が定めるものとする。

参考 1 国家機関の建築物等の点検について

1 建築物等の定期的な点検について

① 施設保全責任者は、管理する建築物等の規模、用途及び設置されている設備等により適用法令を確認し、必要な点検を実施する必要がある。
官公法及び建基法に基づく定期点検の対象施設は、右の判定フローを参考に確認して下さい。

② 点検を実施する資格者を把握し、必要に応じて外部委託
点検は、専門的な知識や資格を有する者が実施することが重要

③ 点検の結果を保全台帳に記録
保全台帳を作成し、点検結果、修繕履歴等を記録

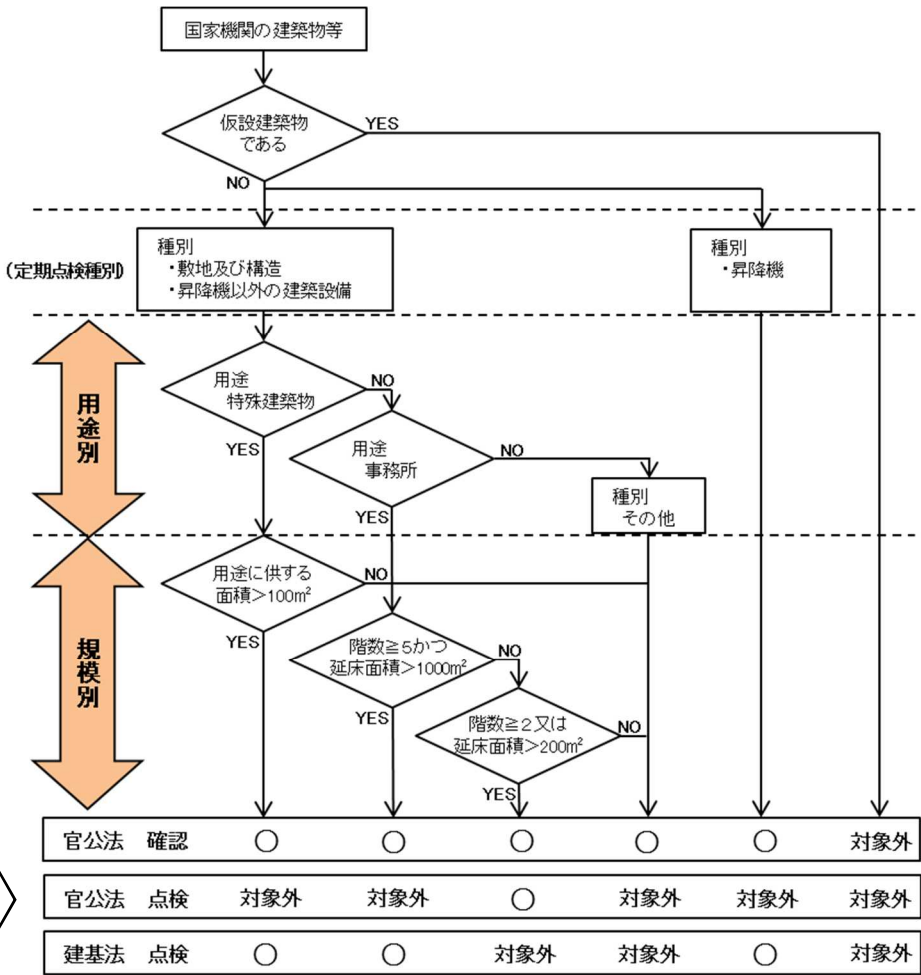
官公法第 13 条に基づく支障がない状態の確認について

国家機関の建築物等は、その公共性の高さから、保全の基準を定め「支障がない状態の確認」を行うこととされている。
対象施設は、全ての国家機関の建築物等（仮設建築物を除く）となり、周期は、建築物の敷地及び構造について概ね 1 年、建築設備について概ね 6 ヶ月～1 年となっている。

※国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成 17 年国土交通省告示第 551 号）関連

官公法 確認：官公法第 13 条関連
官公法 点検：官公法第 12 条関連
建基法 点検：建基法第 12 条関連

官公法及び建基法による「定期点検」と官公法による「確認」の対象施設判定フロー



2 点検一覧

I 用途や規模による、建基法及び官公法に基づく必要な点検

以下の①から③のいずれかに当てはまる国家機関の建築物等は、法定点検が義務づけられている。

- ① 特殊建築物(共同住宅、学校、体育館、展示場、倉庫、自動車車庫、劇場、病院など)で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物
- ② 階数が2以上の事務所その他これに類する用途の建築物
- ③ 200㎡を超える事務所その他これに類する用途の建築物

点検部位	点検項目	点検資格者	点検頻度	根拠法令等
敷地及び地盤	敷地、地盤、塀、擁壁	一級建築士若しくは二級建築士、建築基準適合判定資格者、登録調査資格者講習を終了した者(国等は2年以上の実務経験者も認められている)	3年以内	建基法第12条第2項、第4項 施行規則第4条の20、第5条の2、第6条の2 点検に関する件(H20国土交通省告示282,283,285) 官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項、第2項
建築構造	基礎、木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、特殊な構造等(膜・免震)、階段、バルコニー、煙突			
建築仕上げ	屋根、外壁(外装仕上げ材等)、床、天井、壁、窓サッシ等、屋上面、パラペット、笠木、排水溝、避雷設備、機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔等)、照明器具、懸垂物等、石綿等を添加した建築材料、外壁に緊結された広告板・空調室外機等			
防火区画	防火戸・シャッターその他これらに類するもの、防煙壁 等			
昇降機	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	一級建築士若しくは二級建築士、建築基準適合判定資格者、登録昇降機検査資格者講習を終了した者(国等は2年以上の実務経験者も認められている)	1年以内毎	施行規則第1条、第2条 点検に関する件(H20国土交通省告示1350,1351号) 官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令 点検資格者の件(H17国土交通省告示572号)
予備電源	非常用照明器具(電池内蔵形、電源別置形)、蓄電池、自家用発電装置	一級建築士若しくは二級建築士、建築基準適合判定資格者、登録建築設備検査資格者講習を終了した者(国等は2年以上の実務経験者も認められている)	1年以内毎	
排煙設備	排煙口、給気口、排煙機、給気送風機、風道(排煙・給気)、手動開放装置、エンジン直結の排煙機、煙感知器、可動防煙壁			
換気設備	排気口、給気口、排気機、給気機、風道、排気筒、排気フード、空調設備(中央管理方式)、防火ダンパー			
給排水設備	給水配管、排水配管、ポンプ、排水再利用配管設備、ガス湯沸器、電気給湯器、衛生器具、飲料用の給水・貯水タンク、排水槽			

Ⅱ 国家公務員法 人事院規則に基づく必要な点検・建築物衛生法に基づく必要な点検

点検部位	点検対象の例示	点検資格者	点検頻度	根拠法令等
機械換気設備の点検	機械換気設備	規定無し	初めて使用するとき、分解して改造、修理の際及び2月以内毎に1回	人事院規則(事務所衛生基準規則第9条)
ボイラーの性能検査、定期検査	ボイラー(小型ボイラーを除く)、第1種圧力容器(小型圧力容器を除く) ----- 小型ボイラー、小型圧力容器、第2種圧力容器	十分な知識及び技能を有すると認められる職員又は登録性能検査機関等	性能検査:1年以内毎に1回 ----- 定期検査:1月以内毎に1回 ----- 定期検査:1年以内毎に1回	人事院規則10-4 第32条 人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)の運用について
昇降機	エレベーター(積載荷重1t以上)		性能検査:1年以内毎に1回 ----- 定期検査:1月以内毎に1回	
	エレベーター(積載荷重0.25t以上1t未満)		定期検査:1月以内毎に1回 ----- 定期検査:1月以内毎に1回	
	簡易リフト(積載荷重0.25t以上)		荷重試験:1年以内毎に1回	
排水設備の清掃	排水槽、排水ポンプ、排水管等	人事院規則:規定無し 建築物衛生法:建築物環境衛生管理技術者	人事院規則では規定無し 建築物衛生法では、6月以内毎に1回	人事院規則(事務所衛生基準規則第14条) 建築物衛生法施行令第2条第2号 施行規則第4条の3
清掃等及びねずみ等の防除	大掃除 ねずみ等の調査及び防除	人事院規則:規定無し 建築物衛生法:建築物環境衛生管理技術者	6月以内毎に1回 (ねずみ等は、調査の結果により防除を行う)	人事院規則(事務所衛生基準規則第15条) 建築物衛生法施行令第2条第3号 施行規則第4条の5
照明設備の点検	労働者を常時就業させる室	規定無し	6月以内毎に1回	人事院規則(事務所衛生基準規則第10条)
一酸化炭素の含有率等の測定	中央管理方式の空気調和設備を設けている室(一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、室温及び外気温、相対湿度)	規定無し	2月以内毎に1回 (測定頻度の緩和規定あり)	人事院規則(事務所衛生基準規則第7条)
空気調和設備の浮遊粉じん量等の測定	浮遊粉じん量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流	建築物環境衛生管理技術者	2月以内毎に1回	建築物衛生法第4条 施行令第2条第1号 施行規則第3条の2
冷却塔、加湿装置等の清掃等	冷却塔及び冷却水、加湿装置、空気調和設備内に設けられた排水受け	人事院規則:規定無し 建築物衛生法:建築物環境衛生管理技術者	1年以内毎に1回等	人事院規則(事務所衛生基準規則第9条の2) 建築物衛生法施行令第2条第1号 施行規則第3条の18
給水設備の飲料水、雑用水の遊離残留塩素等の検査	貯水槽(受水タンク、高置タンク等)、中水(再利用水)	建築物環境衛生管理技術者	水質基準省令の項ごとに規則で規定	建築物衛生法施行令第2条第2号 施行規則第4条第7号、第4条の2

Ⅲ 該当する項目があれば必要となる点検

点検部位	点検対象の例示	点検資格者	点検頻度	根拠法令等
消防用設備等	防火対象物に設けられている消防用設備等又は特殊消火用設備等(消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備等)	消防法施行令第36条第2項に定められた防火対象物(延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物など)は、消防設備士又は消防設備点検資格者が点検。 政令で定められていない防火対象物は、自主点検でも良い。	機器点検:6月に1回 総合点検:1年に1回	消防法第17条の3の3 施行令第36条第2項 施行規則第31条の6 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(H16消防庁告示9号)
危険物を取り扱う一般取扱所等	指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う一般取扱所、地下タンクを有する一般取扱所	危険物取扱者、危険物施設保安員	1年に1回以上	消防法第14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の5、第31条 危険物の規制に関する規則第62条の4、第62条の6
事業用電気工作物の保安規定による自主点検	電気設備(事業用電気工作物)	電気主任技術者、電気工作物検査官等	保安規程による	電気事業法第42条
高圧ガスを用いる冷凍機	特定施設の1日の冷凍能力が20t(フロンガスの場合50t)以上の高圧ガスを用いる冷凍機	高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関	3年以内毎に1回以上	高圧ガス保安法第35条
	特定施設以外の上記	冷凍保安責任者	1年以内毎に1回以上	高圧ガス保安法第35条の2
ガス湯沸器、ガス風呂釜並びにこれらの排気筒等	ガス湯沸器、ガス風呂釜、これらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇	ガス事業者	40月に1回以上	ガス事業法第40条の2 施行規則第107・108条
浄化槽の水質検査、保守点検、清掃	浄化槽、みなし浄化槽	浄化槽管理士、浄化槽清掃業者	規模、構造により規定	浄化槽法第7～11条
簡易専用水道の貯水槽の清掃	簡易専用水道の貯水槽(受水タンク、高置タンク等)	規定なし	1年以内毎に1回(10m ³ を超えるもの)注)	水道法第34条の2 施行規則第55・56条 注)10m ³ とは、受水タンクの有効容量の合計をいう
廃棄物焼却炉のダイオキシン濃度	廃棄物焼却炉	規定なし	1年に1回以上	ダイオキシン類対策特別措置法第28条、施行令第4条、別表1
ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度	ばい煙(ばいじん、窒素酸化物等)を発生する機器(ボイラー、自家発電装置)、廃棄物焼却炉等	規定なし	2月を越えない作業期間毎に1回等	大気汚染防止法第2条、16条 施行規則第15条
特定施設排出水の測定	処理人員500を超えるし尿浄化槽等	規定なし	日平均排水量に応じ30日から1日に1回	水質汚濁防止法第14条 施行令第1条、別表1 施行規則第1条の2

参考2 個別施設計画の策定様式

1 保全台帳様式1（その1）

別添1

保全台帳 様式1（その1）

建築物等の概要(1)

施設基本情報					
施設名称					
所在地					
管理官署	(省庁)	(部局)	(課室)		
敷地内建物延べ面積	(国財)	m ²	(建基)	m ²	
建物棟数	棟				
備 考					
建物基本情報					
【主要建物】					
建物名称(棟名)		棟番号		主用途	
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
【その他の建物】					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
共通備考					

2 保全台帳様式1 (その2)

別添1

保全台帳 様式1 (その2)

建築物等の概要(2)

建物基本情報					
建物名称(棟名)			棟番号		
建物構造			建物階数	地上	地下
建物延べ面積	㎡		竣工年月	年	月
備 考					
建物仕様					
備 考					

3 保全台帳様式2

別添 1
保全台帳 様式 2

法令や内規等により実施している点検についてすべて記載する

対象が複数存在する場合は、最後に実施した点検年月を記載す

施設名称：〇〇駐屯地

点検及び確認記録

点検・確認項目	関係法令	対象の有無	点検周期	最終点検実施年月	次回点検実施年月	実施結果	問題の内容	備考
1 建築物の構造の点検	建基法第12条 官公法第12条	○	3年	R3.7	R6.7	問題なし		※建築物の実施年月を別添にて取りまとめる
2 建築物の昇降機以外の建築物設備の点検	建基法第12条 官公法第12条	○	10年	R3.7	R13.7	問題なし		※建築物の実施年月を別添にて取りまとめる
3 支障がない状態の確認	H17国交省告示第551号	○	1年	R2.11	R3.11	問題なし		※建築物の実施年月を別添にて取りまとめる
4 敷地の点検	建基法第12条 官公法第12条	○	3年	R3.7	R6.7	問題なし		
5 昇降機の点検	建基法第12条 人事院10-4第32条	○	10年	R3.7	R13.7	問題なし		
6 消防用設備等の点検	消防法第17条	○	1か月	R3.3	R3.4	問題なし		昇降機保守点検業務（委託）
7 危険物を取り扱う一般取扱所等の点検	消防法第14条	○	1年	R3.10	R4.10	問題なし		消防用設備保守点検業務（委託）
8 事業用電気工作物の保安規定による自主点検	電気事業法第42条	○	6か月	R3.12	R4.6	問題なし		
9 機械換気設備の点検	人事院10-4第15条	○	1年	R3.12	R4.12	問題なし		
10 ボイラーの性能検査、定期点検	人事院10-4第32条	×						
11 浄化槽の水質検査、保守点検、清掃	浄化槽法第7～11条	×						
12 簡易専用水道の水槽の清掃、検査	水道法第34条	×						
13 排水設備の清掃	建築物衛生法第4条	○	2か月	R3.6	R4.6	問題なし		
14 清掃等及びねずみ等の防除	建築物衛生法第4条 人事院10-4第15条	×						
15 空気環境の測定	建築物衛生法第4条 人事院10-4第15条	○	6か月	R3.12	R4.6	問題なし		
16 冷却塔、加温装置等の清掃等	建築物衛生法第4条 人事院10-4第15条	○	2か月	R3.3	R3.5	問題なし		
17 給水設備の飲料水、雑用水の遊離残留塩素等の検査	建築物衛生法第4条	○	1年	R3.5	R4.5	問題なし		
18 ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	建築物衛生法第4条	○	1年	R3.6	R4.6	問題なし		
19 ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	大気汚染防止法第16条	×						
20 ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	大気汚染防止法第16条	×						
21 道路施設（道路、橋梁、擁壁）の点検		×						
22 飛行場施設（滑走路、誘導路、航空灯火、航空無線施設）の点検		×						
23 港湾施設の点検								
24 弾薬庫施設の点検								
25								

4 保全台帳様式3

別添1

保全台帳 様式3

修繕履歴

施設名称：〇〇駐屯地

番号	実施年月	件 名	修繕内容	金額 (千円)	受注者
1		庁舎	別紙1による		
2		隊舎A	別紙2による		
3		車両整備場	別紙3による		
4		・			
5		・			
6		・			
7		構内道路施設	別紙〇による		
8		構内ユーティリティ	別紙〇による		
9		燃料施設	別紙〇による		
10		その他	別紙〇による		
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

5 保全台帳様式3 別紙

保全台帳 様式3

修繕履歴

施設名称：〇〇駐屯地

別紙〇

建物、工作物等名称：庁舎

番号	実施年月	件 名	修繕内容	金額 (千円)	受注者
1	R4.3	内壁塗装改修	1階廊下、西側階段の壁塗装劣化による塗り替え	500	〇〇建設
2	R3.11	冷暖房設備設置	1階当直室 エアコン2台設置	800	〇〇設備
3	R2.7	〇A床整備工事	2階事務室 〇A床200㎡新設	4,000	〇〇興業
4	R3.9	外壁修繕工事	外壁1～3階 塗装改修	15,000	〇〇組
5	R2.7	給水管修理	建屋引込み部分 漏水によりライニング管に交換	2,500	〇〇設備
6	R3.7	受変電設備修理	キュービクル用配線用遮断器1個交換	200	〇〇電気
7	R2.11	冷温水発生機修理	冷温水発生機バーナーノズル交換	100	〇〇工業
8	R2.3	エレベーター更新工事	エレベーター1基更新	20,000	〇〇設備
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

6 保全計画様式1

別添2
保全計画 様式1

中長期保全計画

施設名称: ○○駐屯地
計画年度: 2015年度(平成27年度)
計画期間: 30年

保全台帳 様式2において記載した点検の対象となるものについてすべて記載する

【単位: 千円】

内容	単価(千円)	数量	金額(千円)	周期(年)	次回予定年度	2016	2017	2018	2019	2020		2041	2042	2043	2044	2045
1 庁舎																
屋上防水改修	10	1000.00	10,000	30	2035											
外壁改修	2	1000.00	2,000	15	2020					2,000						
内装改修	30,000	1.00	30,000	30	2035											
電灯・コンセント設備改修	20,000	1.00	20,000	20	2025											
電話・放送・LAN設備改修	5,000	1.00	5,000	20	2025											
空調・換気設備改修	30,000	1.00	30,000	20	2025											
給水・排水・衛生設備改修	10,000	1.00	10,000	30	2035											
受変電設備改修	10,000	1.00	10,000	30	2035											
防災設備改修	5,000	1.00	5,000	20	2025											
消火・排煙設備改修	5,000	1.00	5,000	25	2030											
昇降機改修	20,000	1.00	20,000	30	2035											
小計																
2 隊舎A																
屋上防水改修	10	2000.00	20,000	30	2028											
外壁改修	2	2000.00	4,000	15	2028											
内装改修	50,000	1.00	50,000	30	2028											
電灯・コンセント設備改修	25,000	1.00	25,000	20	2018				25,000							
電話・放送・LAN設備改修	8,000	1.00	8,000	20	2018				8,000							
空調・換気設備改修	45,000	1.00	45,000	20	2018				45,000							
給水・排水・衛生設備改修	15,000	1.00	15,000	30	2028											
受変電設備改修	10,000	1.00	10,000	30	2028											
防災設備改修	6,000	1.00	6,000	20	2018				6,000							
消火・排煙設備改修	7,500	1.00	7,500	25	2023											
昇降機改修	20,000	1.00	20,000	30	2028											
小計																
3 車両整備場																
・																
・																
・																
・																
・																
・																
○ 構内道路施設																
道路																
擁壁																
橋梁																
小計																
○ 構内ユーティリティ																
電力線路																
通信線路																
上水道																
下水道																
蒸気管																
小計																
○ 燃料施設																
燃料タンク																
燃料配管																
燃料ポンプ類																
小計																
○ その他																
外灯																
外柵																
門扉																
通信鉄塔																
小計																
計(千円)																
累計(千円)																

7 保全計画様式 2

別添 2
保全計画 様式 2

年度保全計画 年 度 :
施設名称 :

大項目	中項目	作業名称	予定金額 (千円)	月												備考
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
維持管理 ・点検																
修繕・更新																